

横浜市ヘルパー増加作戦事業受講料助成金交付要綱

制定 平成 21 年 3 月 16 日 健企第 485 号(局長決裁)

最近改正 平成 23 年 4 月 1 日 健企第 29 号(局長決裁)

(目的等)

第1条 この要綱は、横浜市ヘルパー増加作戦事業(以下「本事業」という。)の実施及び本事業に係る助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 本事業は、福祉人材確保策として、訪問介護員養成研修2級課程(以下「ヘルパー2級研修」という。)の受講料を助成することにより、横浜市内の福祉施設等における介護従事者数の増加を図ることを目的とする。

(助成の対象となる受講料)

第2条 助成の対象となる受講料は、横浜市と業務提携した養成機関(以下「提携養成機関」という。)において実施するヘルパー2級研修の受講料(必須のテキスト代及び実習費を含む。)として助成対象者が直接当該養成機関に支払った額とする。

(養成機関の業務提携要件等)

第3条 提携養成機関は、年度ごとに本市との業務提携協定を締結するものとする。

2 提携養成機関は、次の各号に掲げる要件すべてを満たすものとする。

(1) 都道府県知事の指定を受けたヘルパー2級研修を実施する機関であること。ただし、通信教育等による場合にあつては、実習の他にスクーリングを7日以上実施するものであることを要する。

(2) チラシの配布など本事業の周知協力、助成希望者への説明、助成申請に関わる一連の手続き等について横浜市との協力を業務提携協定により確認できる機関であること。

(3) 個人情報の取り扱いについて本市との合意が得られる機関であること。

3 本要綱に定めるもののほか、協定事項については別に定める。

(申請基準日)

第4条 市長は、本事業に係る申請を審査するに際し、次条に掲げる助成対象者に係る要件の適否を判断するために申請基準日を設ける。

2 申請基準日は、原則として4月1日、8月1日、及び12月1日として設定する。

(助成対象者)

第5条 受講料の助成を受けられる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 申請時の住所地が横浜市内にある者

(2) 申請基準日において、介護職として別表に掲げる福祉施設等のいずれかに該当する横浜市内の同一の事業所に就業開始日(登録ヘルパー等にあつては実働開始日)を起算日とし3か月以上継続して就業した者

(3) 前号の就業を申請時において継続しているもの

- (4) 提携養成機関における都道府県知事の指定を受けたヘルパー2級研修の修了日が、申請基準日前1年の期間内であること。
- (5) 常勤・非常勤の区分を問わず、別表に掲げる福祉施設等において、新たに介護職員として就業した日(採用日)が、申請基準日前1年の期間内であること。
- (6) 他に国、都道府県等公的機関から本申請に係る研修費用に対する助成(本事業の助成を含む)を受けていない者。

(助成の申請)

第6条 助成対象者が、助成金の支給を受けようとする場合は、横浜市ヘルパー増加作戦事業受講料助成金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期間内に市長に申請しなければならない。

- (1) 提携養成機関への受講料支払を証明する横浜市ヘルパー増加作戦事業受講料支払証明書(第2号様式)
- (2) 就業先が発行する横浜市ヘルパー増加作戦事業就業証明書(第3号様式)
- (3) 提携養成機関が発行した受講修了証明書の写し
- (4) 住民票等、横浜市民であることを証明する書類の写し

(助成の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは審査した後、助成を行うと決定したときは助成金額を決定し、横浜市ヘルパー増加作戦事業受講料助成金交付決定通知書(第4号様式)(以下「助成決定通知書」という。)により申請者に通知し、助成を行わないと決定したときは、その理由を付して横浜市ヘルパー増加作戦事業受講料助成金交付申請却下通知書(第5号様式)により申請者に通知する。

(助成金額)

第8条 本事業において訪問介護員養成研修2級課程(以下「ヘルパー2級研修」という。)の受講料に対する助成とする金額は、第2条に定める同研修に要した受講料の20%(10円未満は切り捨て)とする。

(助成金の請求)

第9条 助成対象者は、前二条の規定に基づき決定された助成金額等を記載した横浜市ヘルパー増加作戦事業受講料助成金交付請求書(第6号様式)を作成し、定められた期日までに市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条に規定する請求があったときは、審査のうえ、適当と認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成対象者への情報提供など)

第 11 条 助成対象者は、横浜市からの技術向上支援情報等を受けとるため、住所及び氏名等、連絡先を横浜市に情報提供するものとする。

(決定の取消等)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

2 市長は前項の規定により取り消しをしたときは、速やかに助成対象者に横浜市増加作戦事業受講料助成金交付決定取消通知書(第7号様式)により通知するとともに、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年4月1日から施行し、平成 22 年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年4月1日から施行し、平成 23 年度の予算に係る助成金から適用する。